

事 務 連 絡
平成21年11月27日

市町村（学校組合）立学校長 様

会計管理局会計指導課長

旅費事務センターへの提出書類について（お知らせ）

生徒引率にかかる旅費については、「生徒引率旅行の旅行費用精算書（第5号様式）」を旅費事務センターへ提出していただいておりますが、(株)JTB中国四国 高知支店から、自社発行様式の「請求書と内訳書」または「精算書」に変更したい旨の申し出がありました。

今後は、(株)JTB中国四国 高知支店が発行する当該書類を「生徒引率旅行の旅行費用精算書（第5号様式）」に準ずるものとして取扱って差し支えありませんが、所属においても旅行代金の内訳の記載（旅費の支給対象となる経費の区別ができているか）を確認のうえ、提出してください。

(株)JTB中国四国 高知支店

変更前：「生徒引率旅行の旅行費用精算書（第5号様式）（印）」

変更後：「請求書（印）と内訳書」（団体旅行扱いのもの）

または

「精算書（印）」（個人旅行扱いのもの）